

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

平成十六年九月十五日
政令第二百七十一号

内閣は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十九号を第二十六号とし、第十八号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）

第二条中第十七号を第二十三号とし、第十四号から第十六号までを六号ずつ繰り下げ、第十三号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）

第二条中第十二号を第十七号とし、第十一号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）

第二条中第十号を第十四号とし、第七号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、第六号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）

第二条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

六 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）

第二条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 監獄法（明治四十一年法律第二十八号）

第二条に次の一号を加える。

二十七 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成十六年九月十七日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。